

国家戦略特別区域法における 道路占用特例の全国展開について

国土交通省 道路局
令和3年4月

国家戦略特区法における占用特例について

道路占用許可制度の概要

- 道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用する場合には、道路本来の機能である一般交通の支障になり得るため、**「道路管理者」による道路占用許可**を要する。
- 許可基準の一つとして、道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと（**無余地性**）がある。

国家戦略特別区域法における特例

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点を形成するため、国家戦略特別区域内において、**広告塔、ベンチ、食事施設、自転車駐車器具、国際的な会議・イベント等のため設けられる露店等の占用許可基準を緩和**する特例制度（H26.4施行）

国家戦略道路占用事業の
区域計画への記載

内閣総理大臣による認定

（関係行政機関の長（国土交通大臣）
の同意が必要）

占用許可基準の特例

- **無余地性の基準の適用を除外**
- 占用許可を受けた者は、**周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施**

【適用例】



オープンカフェ



広告板

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度について

- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まってきている。
- このような道路空間の構築を行いやすいよう、令和2年5月の道路法改正により、新たに「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度を創設（令和2年11月25日施行）。

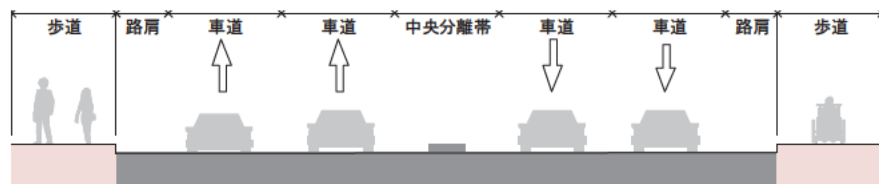
歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・車線を減らして歩道を広げるなどして、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を定めることが可能

※ 道路構造の変更がなくても、ほこみちは指定可能

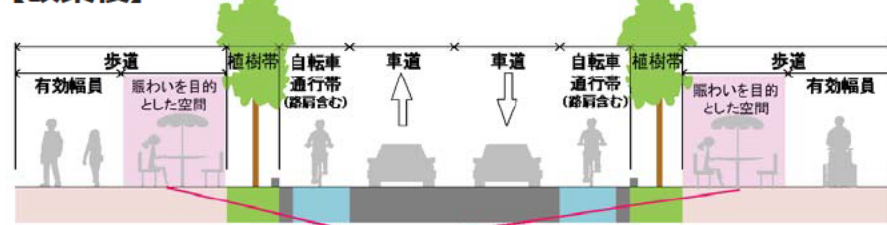
〔新たな構造基準のイメージ〕

〔現行〕



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

〔改築後〕



歩行者の利便増進を図る空間

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・オープンテラス、ベンチ等の施設を誘導するために道路管理者が指定した特例区域では、無余地性の基準の適用が除外され、占用がより柔軟に認められる
- ・公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



特例区域

国家戦略特区法の占用特例とほこみち制度の比較

	国家戦略特区法における占用特例	歩行者利便増進道路（ほこみち）制度
適用区域	国家戦略特別区域内の道路	全国の道路
特例内容	無余地性の基準の適用を除外（道路交通環境の維持等を図るための清掃等の実施を要件）	
対象物件	・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの） ・ 標識 ・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物 ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設 ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ・ <u>競技会等の催し（※）のために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設並びに旗ざお、幕及びアーチ</u> ※ 相当数の来訪者等の参加が見込まれるものに限る。	・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの） ・ 標識、<u>旗ざお、幕及びアーチ</u> ・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物 ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設 ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ・ 集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設
占用期間	5 年	5 年（公募占用の場合、20年まで認定可）
主な手続とその主体	【区域会議】 ・ 区域計画の作成（施設等の種別、道路の区域を規定） ・ 内閣総理大臣への認定申請	【道路管理者】 ・ 歩行者利便増進道路の指定（※） ・ 利便増進誘導区域の指定 ※ 関係市町村長に協議する必要
設置基準	・ 道路法施行令で定める占用許可基準への適合 ・ 歩道等における一定の有効幅員の確保 ・ 看板等の表示部分が車両運転者から見えにくくするための措置	・ 道路法施行令で定める占用許可基準への適合 ・ 道路構造のバリアフリー基準への適合（歩道等における一定の有効幅員の確保を含む。）
実績 ^(R3.4現在)	41事業（H26.4～）	6自治体15路線（R2.11～）

全国展開の方向性について

全国展開のあり方について

特区法の占用特例は、

- 制度的にほこみち制度と共通する部分が多く、
- 目的も同制度と重複するため、ほこみち制度の活用により全国展開を図ることが適当と考える。

特区法の占用特例の目的

国際的活動拠点の形成に資する
都市機能の高度化

Ⅱ
都市における
歩行者の利便の増進

ほこみち制度の目的

地域を豊かにする歩行者
中心の道路空間の構築

Ⅱ
歩行者の利便の増進

全国展開に当たって検討すべき事項

特区法の占用特例とほこみち制度の相違点を踏まえ、全国展開に当たっては次の検証を行う必要がある。

- ほこみち制度の活用事例における道路管理者と民間主体等との連携・調整に関する検証
- 現行の特区法の占用特例を活用した事例におけるほこみち制度の構造基準への適合性の検証

＜ほこみち制度の主な構造基準＞

- 通行空間とは別に、歩行者の滞留空間を設けること
- 原則として、歩道が設けられていること
- 歩道の有効幅員が、交通量が多い道路では3.5m以上、その他の道路では2.0m以上
- 歩道と車道を分離するため、縁石や植樹帯、並木、柵を設置

➡ 令和3年中には、全国展開のために必要となる措置について結論を得ることとしたい。